

## 4. 特別区税

### (1) 特別区税のしくみ

	納税義務者	課税客体	課税標準	賦課期日	納期限
特別区民税	<p>区内に住所を有する個人</p> <p>区内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で区内に住所を有しない者</p>	<p>前年の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得等の金額および先物取引に係る雑所得等の金額から所得控除の額を差し引いた、課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税配当所得等の金額および先物取引に係る課税雑所得等の金額</p>		<p>当該年 1月1日</p>	<p>・普通徴収 第1期 6月末日 第2期 8月末日 第3期 10月末日 第4期 1月末日</p> <p>・給与からの特別徴収 7月から翌年6月までの 毎月10日</p> <p>・公的年金等からの特別徴収 4月から翌年3月までの 毎奇数月10日</p>
軽自動車税	<p>(種別割) 原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車および二輪の小型自動車(側車付のものを含む)について、区内に主たる定置場を有する所有者</p>	<p>原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車(側車付のものを含む)</p>	<p>課税客体の台数</p>	<p>当該年 4月1日</p>	<p>5月末日</p>
	<p>(環境性能割) 三輪以上の軽自動車(特殊自動車を除く)を取得した者(個人・法人を問わない)</p>	<p>三輪以上の軽自動車(特殊自動車を除く)</p>	<p>三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額 (免税点50万円)</p>	<p>取得時</p>	<p>新規検査・移転等届出の際</p>
特別区たばこ税	<p>区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に、製造たばこを売り渡した製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者</p>	<p>区内で売り渡した製造たばこ</p>	<p>区内で売り渡した製造たばこの本数</p>		<p>毎月末日</p>

税 率 等

・均等割額

特 別 区 民 税	都 民 税
3,500円	1,500円

平成25年度までは、特別区民税均等割額3,000円、都民税均等割額1,000円

・所得割額

特 別 区 民 税	都 民 税
6%	4%

課税標準額×税率＝所得割税額

・種別割

種 別		税 率				
原動機付 自転車	総排気量50cc以下のもの	2,000円				
	総排気量50ccを超え90cc以下のもの	2,000円				
	総排気量90ccを超え125cc以下のもの	2,400円				
	総排気量20ccを超えるもの（ミニカー）	3,700円				
軽自動車	二 輪 の も の	3,600円				
		平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けたもの	平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの	新車登録から13年以上経過した軽自動車（電気自動車等を除く。）		
	三 輪 の も の（※）	3,100円	3,900円	4,600円		
	四輪以上 のもの （※）	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
			営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨 物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
			営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	専ら雪上を走行するもの	3,600円				
小型特殊 自動車	農耕作業用自動車	2,400円				
	その他のもの	5,900円				
二 輪 の 小 型 自 動 車		6,000円				

※軽自動車の三輪のものおよび四輪以上のものについては、環境性能に応じて、上の表と異なる税率が適用される。

・環境性能割

種別及び環境性能に応じ、非課税・1%～3%（ただし、当分の間0.5%～2%）

千本あたりの税率

	平成29年4月 ～平成30年3月	平成30年4月 ～平成30年9月	平成30年10月 ～令和元年9月	令和元年10月 ～令和2年9月	令和2年10月～ 令和3年9月	令和3年10月～
旧3級品以外	5,262円		5,692円		6,122円	6,552円
旧3級品	3,355円	4,000円		5,692円		

【手持品課税】

たばこ税率の引上げ日の午前零時現在において、販売するための製造たばこを一定本数以上所持する販売業者等に対して、その所持するたばこの新旧税率の差額分を課税した。

※20,000本（旧3級品は5,000本）以上所持している場合に課税

(2) 所得控除等の推移

項 目		令和元～2年度			
所 得	雑損控除	所得の10%を超える額。10%の額は5万円まで。			
	医療費控除	①所得の5%を超える額。5%の額は10万円まで。最高200万円 ②スイッチOTC医薬品の実質負担額より12,000円を超える額。最高88,000円			
	社会保険料控除	支払った額			
	小規模企業共済等掛金控除	支払った額			
	生命保険料控除	一 般	控除限度額 70,000円	新契約28,000円まで 旧契約35,000円まで	
		介護医療		新契約28,000円まで	
		個人年金		新契約28,000円まで 旧契約35,000円まで	
	地震保険料控除	地震保険	控除限度額 25,000円	25,000円まで	
		旧長期損保		10,000円まで	
	障害者控除	特別障害者	300,000円		
		同居特別障害者	530,000円		
		その他障害者	260,000円		
	寡婦(夫)控除	一般寡婦・寡夫	260,000円		
		特別寡婦	300,000円		
ひとり親控除	-				
勤労学生控除	260,000円				
控	配偶者控除	一 般	納税者の合計所得金額	900万以下 330,000円 950万以下 220,000円 1000万以下 110,000円	
			老 人	納税者の合計所得金額	900万以下 380,000円 950万以下 260,000円 1000万以下 130,000円
				配偶者特別控除	納税者の合計所得金額
	扶養控除	一 般			(16歳以上で、特定・老人・同居 老親等以外) 330,000円
		特 定	(19歳以上23歳未満) 450,000円		
		老 人	(70歳以上で、同居老親等以外) 380,000円		
同居老親等		(70歳以上の同居の直系尊属) 450,000円			
基礎控除	330,000円				
特別区民税 所得割額税率		6%			

\* 平成25年度以降の生命保険料控除  
「新契約」……平成24年1月1日以後に締結した契約  
「旧契約」……平成23年12月31日以前に締結した契約

令和3年度		令和4～5年度	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
寡婦控除	260,000円	同 左	
-		-	
300,000円		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
納税者の 合計所得金額	2,400万以下 430,000円 2,450万以下 290,000円 2,500万以下 150,000円 2,500万超 0円	同 左	
同 左		同 左	

(参考) 平成18年度の特別区民税所得割額税率  
課税標準額200万円まで 3%  
700万円まで 8%  
700万円超 10%

(3) 年度別特別区税予算・決算状況

税目	令和元年度						
	予算額	調定額	収入額		収入歩合	対予算額 増 減	
			前年比	前年比			
特別区税	34,681,601	36,124,335	101.4	34,734,459	101.4	96.2	52,858
特別区民税	32,708,841	34,098,349	101.4	32,717,067	101.4	95.9	8,226
現年課税分	32,304,753	32,914,011	101.9	32,331,460	101.8	98.2	26,707
現年度分	32,170,658	32,722,250	101.8	32,179,089	101.7	98.3	8,431
過年度分	134,095	191,761	122.0	152,371	113.3	79.5	18,276
滞納繰越分	404,088	1,184,338	88.6	385,607	77.8	32.6	-18,481
軽自動車税	108,765	121,987	102.6	113,421	103.8	93.0	4,656
現年課税分	106,530	113,727	103.7	111,174	104.1	97.8	4,644
滞納繰越分	2,235	8,260	89.8	2,247	91.2	27.2	12
特別区たばこ税	1,863,995	1,903,999	101.1	1,903,971	101.1	100.0	39,976
現年課税分	1,863,995	1,903,999	101.1	1,903,971	101.1	100.0	39,976
滞納繰越分	0	0	-	0	-	-	0
現年課税分合計	34,275,278	34,931,737	101.9	34,346,605	101.8	98.3	71,327
滞納繰越分合計	406,323	1,192,598	88.6	387,854	77.8	32.5	-18,469

税目	令和3年度						
	予算額	調定額	収入額		収入歩合	対予算額 増 減	
			前年比	前年比			
特別区税	35,823,588	37,102,616	99.4	36,083,700	100.0	97.3	260,112
特別区民税	33,770,910	34,988,154	99.2	33,977,756	99.8	97.1	206,846
現年課税分	33,338,050	33,877,810	99.6	33,532,820	100.0	99.0	194,770
現年度分	33,230,793	33,715,818	99.5	33,395,642	99.9	99.1	164,849
過年度分	107,257	161,992	117.5	137,178	118.1	84.7	29,921
滞納繰越分	432,860	1,110,344	88.3	444,936	86.7	40.1	12,076
軽自動車税	118,829	129,257	102.4	120,739	102.3	93.4	1,910
現年課税分	117,143	121,870	102.7	119,218	102.5	97.8	2,075
滞納繰越分	1,686	7,387	97.9	1,521	83.4	20.6	-165
特別区たばこ税	1,933,849	1,985,205	104.2	1,985,205	104.2	100.0	51,356
現年課税分	1,933,849	1,985,205	104.2	1,985,205	104.2	100.0	51,356
滞納繰越分	0	0	皆減	0	皆減	100.0	0
現年課税分合計	35,389,042	35,984,885	99.8	35,637,243	100.2	99.0	248,201
滞納繰越分合計	434,546	1,117,731	88.3	446,457	86.6	39.9	11,911

\*軽自動車税現年課税分は、軽自動車税環境性能割を含む。

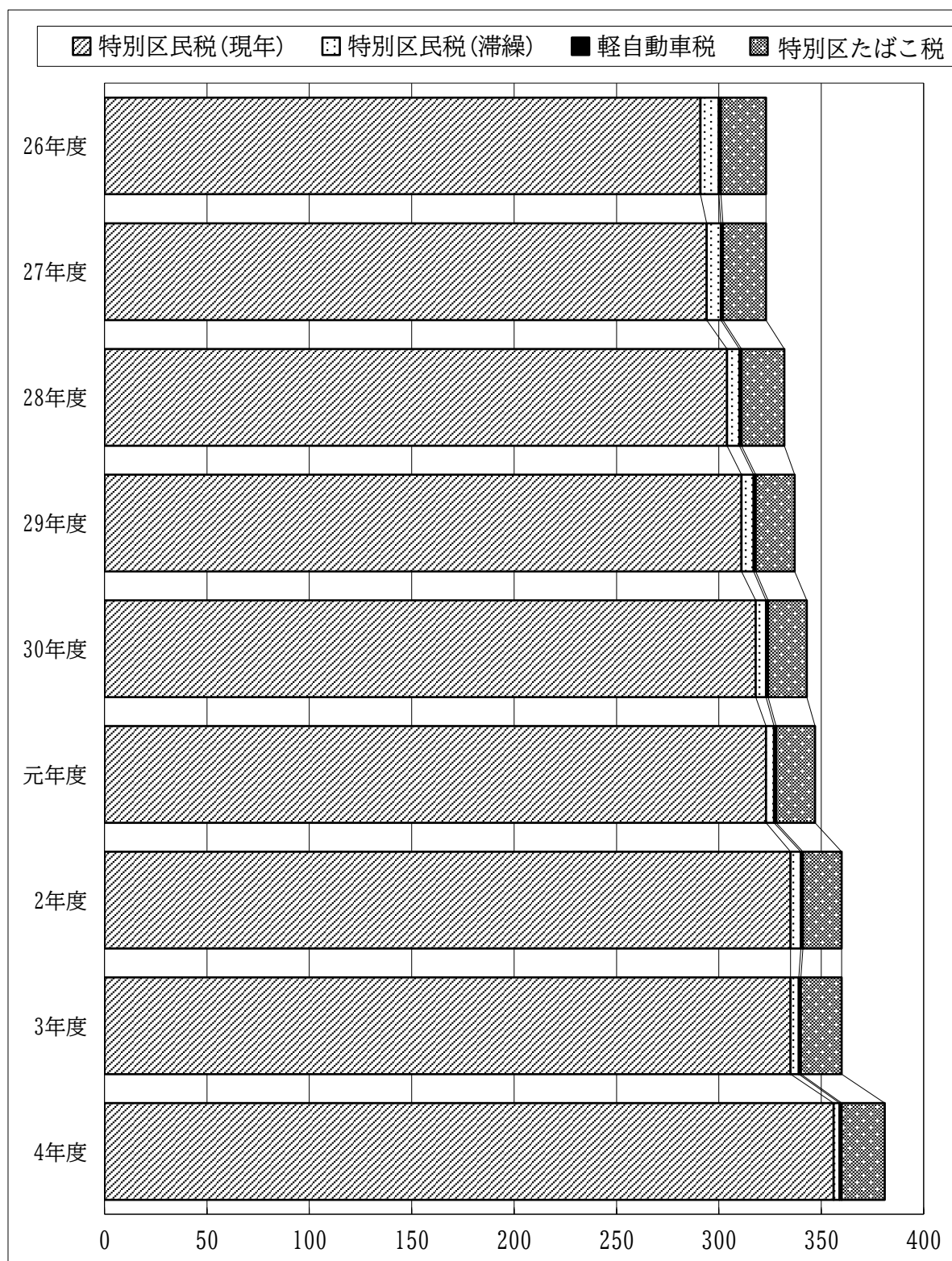
(単位:千円,%)

税目	令和2年度							
	区分	予算額	調定額		収入額		収入歩合	対予算額 増 減
				前年比		前年比		
特別区税		35,833,165	37,308,520	103.3	36,085,362	103.9	96.7	252,197
特別区民税		33,841,409	35,277,871	103.5	34,062,857	104.1	96.6	221,448
現年課税分		33,348,899	34,020,033	103.4	33,549,377	103.8	98.6	200,478
現年度分		33,255,002	33,882,173	103.5	33,433,175	103.9	98.7	178,173
過年度分		93,897	137,860	71.9	116,202	76.3	84.3	22,305
滞納繰越分		492,510	1,257,838	106.2	513,480	133.2	40.8	20,970
軽自動車税		117,923	126,223	103.5	118,079	104.1	93.5	156
現年課税分		116,015	118,678	104.4	116,256	104.6	98.0	241
滞納繰越分		1,908	7,545	91.3	1,823	81.1	24.2	-85
特別区たばこ税		1,873,833	1,904,426	100.0	1,904,426	100.0	100.0	30,593
現年課税分		1,873,833	1,904,398	100.0	1,904,398	100.0	100.0	30,565
滞納繰越分		0	28	皆増	28	皆増	100.0	28
現年課税分合計		35,338,747	36,043,109	103.2	35,570,031	103.6	98.7	231,284
滞納繰越分合計		494,418	1,265,411	106.1	515,331	132.9	40.7	20,913

税目	令和4年度							
	区分	予算額	調定額		収入額		収入歩合	対予算額 増 減
				前年比		前年比		
特別区税		38,009,457	39,104,631	105.4	38,153,538	105.7	97.6	144,081
特別区民税		35,853,135	36,889,405	105.4	35,946,915	105.8	97.4	93,780
現年課税分		35,500,069	35,975,600	106.2	35,601,658	106.2	99.0	101,589
現年度分		35,355,655	35,752,143	106.0	35,415,375	106.0	99.1	59,720
過年度分		144,414	223,457	137.9	186,283	135.8	83.4	41,869
滞納繰越分		353,066	913,805	82.3	345,257	77.6	37.8	-7,809
軽自動車税		120,950	134,598	104.1	125,995	104.4	93.6	5,045
現年課税分		119,095	127,027	104.2	124,401	104.3	97.9	5,306
滞納繰越分		1,855	7,571	102.5	1,594	104.8	21.1	-261
特別区たばこ税		2,035,372	2,080,628	104.8	2,080,628	104.8	100.0	45,256
現年課税分		2,035,372	2,080,628	104.8	2,080,628	104.8	100.0	45,256
滞納繰越分		0	0	-	0	-	-	0
現年課税分合計		37,654,536	38,183,255	106.1	37,806,687	106.1	99.0	152,151
滞納繰越分合計		354,921	921,376	82.4	346,851	77.7	37.6	-8,070

#### (4) 特別区税税目別収入額推移

(単位:億円)



(単位:%)

構成比	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
特別区民税(現年)	90.3	91.0	91.6	92.1	92.7	93.1	93.0	92.9	93.3
特別区民税(滞線)	2.8	2.2	1.8	1.9	1.4	1.1	1.4	1.2	0.9
軽自動車税	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
特別区たばこ税	6.7	6.6	6.3	5.7	5.5	5.5	5.3	5.5	5.5

### (5) 年度別特別区税負担状況

(単位:円,%)

年度 区分		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
			前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
特別区税 (滞納繰越分を除く)	1区民 当たり	104,306	100.9	105,325	101.0	107,533	102.1	107,536	100.0	115,004	106.9
	1世帯 当たり	169,928	100.3	170,721	100.5	173,388	101.6	173,484	100.1	185,301	106.8
特別区民税 (現年度のみ)	1区民 当たり	97,765	101.2	98,663	100.9	101,070	102.4	100,755	99.7	107,682	106.9
	1納税者 当たり	164,845	100.3	164,882	100.0	166,009	100.7	165,825	99.9	176,082	106.2
	1世帯 当たり	159,271	100.6	159,923	100.4	162,966	101.9	162,545	99.7	173,503	106.7
特別区 たばこ税	20歳以上 1区民 当たり	6,506	96.7	6,517	100.2	6,449	99.0	6,732	104.4	7,112	105.6

\* 1区民（1世帯）当たりは各年1月1日現在の住民基本台帳による。

### (6) 特別区税負担額推移

